

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和37年2月に国民年金に任意加入し、58年3月にA公団を退職した際も、同年4月から国民年金に任意加入している。それ以降はほかに就職も年金の資格喪失手続もしていないのに、昭和60年4月から61年3月まで未加入にされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

市区町村の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録では、申立人は昭和60年4月に国民年金の資格を喪失したとされているが、申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は継続して村役場に勤務しており、住所の変更も無く、生活状況の変化も特に見られないことから、申立人の資格喪失手続を行うべき事情は無かったとする申立人の夫の主張に不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、昭和37年2月以降申立期間を除き、国民年金加入期間はすべて納付済みであり、同年2月から49年7月までの期間及び58年4月から60年3月までの期間は任意加入している上、厚生年金保険と国民年金の切替手続、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続についても適切に実施していることが確認できることから、申立人及びその夫の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間は、国民年金手帳記号番号払出日から見ると時効前の期間であり、申立期間直前までの期間については国民年金保険料を納付している。申立期間も社会保険事務所から国民年金保険料を請求されており、請求どおり納付していたと思うので、未納期間になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の資格取得手続以降、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回行っており、いずれも適切に手続が行われている上、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとなっていることから、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和50年11月ころに払い出されていることが確認でき、申立人は国民年金への加入手続後、送付された納付書により国民年金保険料をすぐに納付したと記憶しており、49年4月から同年12月までの保険料を過年度納付していることを確認できることから、申立期間の3か月分だけを過年度納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 336

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から55年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、A県B区役所へ行って払った。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年10月から47年6月までの間に払い出されており、その時点では、申立期間の一部が時効により納付できない期間である上、過年度納付を行った形跡も見られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間以外の国民年金加入期間について保険料の納付実績が無いほか、申立人から事情を聴取しても、当時の記憶が曖昧であり、具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年10月から同年12月まで
申立期間は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に郵便局か農協で毎月納付していたはずですが、妻の分は納付になっているのに自分の分は未納になっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているが、申立人自身は納付に直接関与しておらず、具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の妻は、申立期間に係る平成14年度分の国民年金保険料を平成14年4月26日に1年前納しており、申立人についても同日に同月分から同年9月分までの保険料を6か月前納していることが確認できることから、申立期間について、「夫婦二人分の保険料を毎月納付していた。」とする申立人の主張と矛盾する。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、納付状況に関する具体的な記憶が無い上、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和22年6月から23年12月まで
②昭和24年1月から26年7月まで
(24年7月19日から25年7月7日までを除く)
③昭和26年8月から32年8月まで

申立期間について、厚生年金保険の加入期間の確認ができなかった。当時、一緒に働いた同僚は、加入期間が確認できた。給与明細書が無く、会社も現在無い状況であるが、厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の証言から、戦後のA軍の労務に従事していたと推認することはできるが、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料が無い。

また、申立期間①の公共職業安定所については、B事務所が設置されるまで、連合国軍の労務要求に係る労務者の募集、あっせん、提供に関する事務を行っており、直接の雇用主とはならない上、当該公共職業安定所は、昭和34年5月16日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人が勤務していたとするB事務所は、昭和31年6月30日付けで廃止されているが、24年4月1日から最終資格喪失者の喪失日の31年5月15日まで厚生年金保険の適用事業所であることが確認でき、社会保険事務所が管理する厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立人はC事務所で24年7月19日に資格取得し、25

年7月7日に資格喪失していることが確認できる上、社会保険庁が管理する被保険者原票照会回答票の記録と一致している。

加えて、申立期間③のD事務所については、昭和22年2月20日から24年4月1日までE県のF課に設置されていたG事務所と思われるが、申立人の記憶と一致しない上、申立人は、宿舍施設及び家族住宅等の非軍事的業務に従事していることから、26年7月1日以降は、H軍直庸の雇用となり、厚生年金保険の強制被保険者には該当しなかったものと推認される。

その上、厚生年金保険の加入期間が確認できた同僚からは、「申立人とは違う業務で、車の修理工だった。」との証言を得ており、国直庸の雇用であったと思われる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 55 年 4 月 1 日から 56 年 7 月 31 日まで
②昭和 57 年 6 月 1 日から 61 年 1 月 21 日まで
③昭和 61 年 4 月 26 日から 63 年 3 月 31 日まで

申立人の父、息子（申立人）は①の期間について「A社」にB県で弟と同居し勤務していたと申立てしている。

②及び③の期間については、本人が言わないため勤務先は明らかでないが、弟と家族に対してお金の相談が一切なかったこと、昭和 63 年 10 月に帰郷する際の多数の高価な調度品等により、調理の技能で働き高収入を得ていたことが推量されるので、厚生年金期間が社会保険事務所で発見された職場だけでは納得できない。

なお、申立期間②の中でC社にも勤務（昭和 59 年夏ごろから 1 年 6 か月程度）していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の父は、「申立期間①は、申立人と申立人の弟が同居しA社に勤務していた。」と主張しているものの、申立人自身は、「当該事業所に勤務したのは、D社が倒産した昭和 57 年 6 月 1 日以後である。」としている。

また、当該事業主に照会したところ、「申立人の勤務期間は不明であるが奨学生ではなかったので、社会保険は掛けていなかった。」と証言している上、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

さらに、社会保険庁が管理する昭和 55 年 4 月から 56 年 7 月までの期間において、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿

について全職員 217 名の記録を確認したが、健康保険の整理記号番号に欠番が無い上、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人及びその父は申立人が勤務したとする事業所の名称、所在地及び勤務期間を特定することができない上、事業主及び同僚を承知していないことから証言を得ることもできず、ほかに申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料が無い。

また、申立期間②の中で勤務したとするC社に照会したところ、社長は、「厚生年金保険を掛けていた職員の中にはいなかった。」と証言している。

さらに、社会保険庁が管理する昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間において、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿について記録を確認したが、健康保険の整理記号番号に欠番が無い上、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 38 年 8 月 1 日から 60 年 7 月 1 日まで
②昭和 61 年 4 月 1 日から
平成 14 年 8 月 1 日まで

私は、A社とB社に勤務していた時の厚生年金保険加入期間については問題ないが、標準報酬月額が低すぎ、A社を退職した時は、B社に入社した時より手取りで3万円から4万円程度高かった。また、B社に勤務していた時の昭和62年10月1日の標準報酬月額が特に低すぎ標準報酬月額の決定に疑義があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA社に勤務していた時の申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人の標準報酬月額と同時期に働いていた他の従業員の標準報酬月額を比較すると申立人より年長の二人を除いて申立人の標準報酬月額が他の従業員と同額以上となっている。

申立期間②については、申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致している上、申立人が記憶していた同僚の所持している給料明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額も社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致している。

また、B社で保管している平成13年8月23日決定済みの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の標準報酬月額とB社で保管し

ている賃金台帳により各従業員の給料から控除した健康保険料及び厚生年金保険料を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額はすべて一致しているほか、申立人から提出のあった平成7年の被保険者標準報酬月額算定基礎届の写しと平成7年10月1日適用の標準報酬月額と申立人の平成7年11月分の給料から控除された保険料を基に算定した標準報酬月額が一致している。

なお、申立人は昭和62年10月1日の標準報酬月額が特に低いと申し立てていることから、62年前後の標準報酬月額を見ると、61年10月1日は22万円、62年10月1日は11万8,000円、63年10月1日が24万円と推移しており、申立人の標準報酬月額に変動は見られるものの、他の従業員の62年10月1日の標準報酬月額には変動が見られないことが確認できることから、事業主から社会保険事務所に対し算定基礎届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録する特段の事情もうかがわれない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所から、上記期間は昭和 36 年 8 月 1 日に脱退手当金を受けているため、年金額の計算には算入されないとの回答をもらった。
しかし、私は、A病院のB部長に呼ばれ、C病院にD科が設置されるので、E病院へ行って1年間勉強してきてほしいと言われ、昭和 36 年 3 月 31 日付で急きょE病院へ赴任することとなったものである。
特に自分としては、職を継続していくつもりであり、年金の脱退ということは念頭になかったので、自分から進んで年金について質問しなかったし、事務の方でも説明はなかった。脱退の一時金を受け取っていないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A病院で昭和 36 年 4 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者 79 人（女性、申立人を含む。）について社会保険庁オンライン記録を見ると、被保険者期間が2年以上（申立人は47か月）ある40人のうち38人に脱退手当金の支給記録が有り、被保険者期間が2年未満の39人のうち34人に脱退手当金の支給記録が無い。また、脱退手当金の支給記録がある38人について資格喪失から脱退手当金支給までの期間はすべて1年以内（申立人は4か月）となっており、このことから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人に係る脱退手当金の支給額に誤りは無く、厚生年金保険払出簿、被保険者原票（旧連名簿）、社会保険庁オンライン記録は一致しており、事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 37 年 3 月 1 日から同年 6 月末まで、A 市 B 局 C 部（現在は、A 市 D 局 E 部。）に勤務した。共済加入期間として昭和 37 年 4 月 1 日から同年 6 月までは認められているが、未加入期間の同年 3 月 1 日から末日までの 1 か月間はどのようになっているのか。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 局 C 部は、市町村共済へ移行のため昭和 30 年 1 月 2 日に厚生年金保険適用事業所として全喪しており、再び適用事業所となる 38 年 4 月 1 日までは厚生年金保険の適用事業所となっていないため、申立期間は厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、A 市 D 局 E 部で保管している申立人に係る職員カードには、昭和 37 年 4 月 1 日付けで「F を命ずる。」と記録されており、同事業所は、申立人と同じ 37 年 4 月 1 日付けの採用者は確認できるものの、同年 3 月採用の職員は記録に見当たらないとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。